

# 呉市公共建築物等木材利用促進方針

平成24年9月28日制定

## 第1 目的及び趣旨

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、広島県公共建築物等木材利用促進方針（平成22年12月13日広島県制定）に即して本市の公共建築物等への木材の利用を促進するために必要な事項を定め、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成、健全な森林の育成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することを目的とする。

## 第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 県産材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物とは、法第2条第1項各号及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には次に掲げる建築物とする。

#### (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人福祉センター、保育所等）、病院・診療所、スポーツ施設（体育館、プール等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、市営住宅、庁舎等とする。

当該建築物については、可能な限り木造化を図り、県産材（適正な手続を経て伐採された広島県内産の丸太を製材加工した木材をいう。以下同じ。）の利用に努めるものとする。

#### (2) 市以外の者が整備する建築物

広く市民に利用される公共性の高い建築物（前号に掲げる建築物に準ずるもの）とする。

当該建築物においても、可能な限り木造化が図られ、県産材が利用されるよう、当該建築物の整備主体に働き掛けるものとする。

## 2 施策の具体的方向

### (1) 公共建築物

次に掲げる場合を除き、可能な限り木造化を図るよう努めるものとし、木造化が困難な場合も、内装等の木質化に努めるものとする。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令や施設の設置基準等により、木造化が困難と認められる場合

イ 施設の用途や維持管理等の特殊性により、木造化が困難と判断される場合

ウ 著しく費用を要する等費用対効果の観点から木造化が適当でないと判断される場合

エ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、はり、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## (2) その他

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての利用はもとより、公共建築物において使用される備品及び消耗品についても、木材を原材料としたものを使用するよう努めるものとする。

### 第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

#### 1 木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、地上2階建て以下かつ延べ面積1,000平方メートル以下の公共建築物については、原則として木造化を図るものとする。木造化に当たっては、可能な限り県産材を使用するものとする。

#### 2 内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、部屋の用途や使用状況等を勘案して、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を図るものとする。内装等の木質化に当たっても、可能な限り県産材を使用するものとする。

### 第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

#### 1 推進体制及び公共建築物等の整備計画の企画・立案に当たっての留意事項

公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図り、関係部課の円滑な連絡調整を行うため、木材利用促進会議を設置する。

木材利用促進会議では、公共建築物等の木造化等の検討に必要な情報（県産材利用事例、木材調達情報等）の収集・提供を行い、公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、これらを参考にして木造化及び内装等の木質化を検討する。

#### 2 木造化等実績の公表

市は、公共建築物の木造化及び内装等の木質化の整備実績等を市のホームページで公表する。